

非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和31年清水町条例第22号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後								改正前					
別表2（第4条関係）								別表2（第4条関係）					
車賃	交通費		日当		宿泊料（1夜につき）			車賃	交通費		宿泊料（1夜につき）		
	甲地方 1日に つき	乙地方 1日に つき	甲地方 1日に つき	乙地方 1日に つき	甲地方	乙地方	丙地方		1kmにつき	甲地方1日 につき	乙地方1日 につき	甲地方	乙地方
37円	2,500円	1,500円	2,200円	2,000円	12,000円	11,000円	3,000円	20円	1,800円	1,000円	9,000円	8,000円	3,000円
備考 甲地方、乙地方、丙地方の区分及び鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、交通費については、町の常勤職員の例による。								備考 甲地方、乙地方、丙地方の区分及び鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、交通費については、町の常勤職員の例による。					

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。